

鈴木秀和議員からの一般質問

【リニア発生土置き場について】

○鈴木議員

リニア発生土置き場について、2点質問いたします。

1点目、前回3月定例会において、一般質問での重要湿地の範囲に関する町長答弁について、可児ケーブルTV録画や議事録で見直ししたところ、町長の認識に誤りがありますので、改めて確認の質問をいたします。重要湿地の範囲に関する町長の答弁の要旨は次のとおりです。『平成28年に環境省が重要湿地の一つに選定した「東濃・中濃地域湧水湿地群」の中にはハナノキ等の湿地林構成種が集中的に分布している「美佐野ハナノキ湿地群」が含まれているというのが、環境省から説明のあった重要湿地の範囲についての見解であり、指定範囲について詳細確認も行いましたが、環境省からこれ以上の見解は示されておりません。置き場候補地A、Bがともに重要湿地に含まれる可能性があるとは考えられますが、指定者である環境省による正式な範囲の線引きがない以上、いずれにしても確認はできないとお答えするほかございません。』というものでした。重要湿地の範囲について、正式な線引きがないのはその通りです。一方で、町長は、『有識者から「美佐野ハナノキ湿地群」については、法的、制度的な範囲は存在しないものの、押山川と木屋洞川に挟まれた集水域一体と見做すのが妥当であるとの見解が示されている。』とも答弁されました。これらは、令和5年2月の「重要湿地の保全に関する勉強会」での説明等に基づくものですが、その後フォーラムでの質疑応答を経て最終的に御嵩町とJR東海の見解は次のとおり統一されています。御嵩町については、フォーラムでの協議内容をまとめた一覧表に、「重要湿地勉強会も踏まえ、置き場計画地は重要湿地の中に含まれる」と明記されています。JR東海においては、事後調査報告書(令和4年度版)の中で、「御嵩町フォーラムを進める中で、当社は、発生土置き場計画地が環境省の選定する生物多様性の観点から重要度の高い湿地、重要湿地に含まれることを認識した。」と明記されています。この2点の書類は、この質問書に添付したので、町長も確認されていると思います。つまり、重要湿地の範囲は確かに地図上で示されていませんが、置き場候補地A、Bは重要湿地に含まれる、というのが御嵩町、JR東海の統一見解である、ということです。改めて、「置き場候補地A、Bは重要湿地の中に含まれる」、という見解について、町長に確認したいと思います。

2点目です。先般5月1日に記者発表された、リニア本線トンネル掘削に備えた地下水位等調査の実施についてです。瑞浪市大湫町の地下水位低下、建物の沈下の事案を受け、工事前のトンネルルート付近の井戸の水位や湿地の状況を事前に調査し、工事の影響が発生した場合の比較データとして備えるものです。調査の対象は、井戸水位調査が10か所、湿地環境調査が5か所、出水期や濁水期を勘案し5月、8月、11月、2月の年4回実施、予算は283万円となっています。大湫の事案でも分かる通り、工事の影響か否かを証明することは、なかなか厄介なことですが、少なくとも工事前状況のデータを調べておくのは必須条件であると思います。しかしながら、御嵩町の公表資料には、『調査地点については、個人情報保護、希少種保護の観点から公表しない』、と書かれています。調査結果について、

公表するか否かの記載はありません。令和4年から5年度に実施された、「リニア発生土置き場に関する現状の水質調査」においては、調査場所、調査結果がホームページで全て開示されています。事前の調査データが開示されてこそ、その信憑性が明らかとなり、後のデータと比較できると思います。個人情報、希少種保護という観点は理解できなくはないですが、その点を考慮した上での開示方法はあるはずです。公表しないと切り切ってしまう、ゼロ回答でなく、できる範囲での公表方法を検討すべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

以上2点、よろしく申し上げます。

○町長

リニア発生土置き場に関して2点ご質問いただきました。

まず、重要湿地の範囲にかかる見解について、お答えします。重要湿地の指定範囲につきましては、前回の鈴木議員からの一般質問に対し答弁しておりますとおり、指定者である環境省が正式な範囲を線引きしていない以上、確認できないとお答えするほかございません。フォーラムの資料やJR東海の事後調査報告書だけでなく、これまでの様々な議論も十分に承知しております。置き場候補地一帯が重要湿地に含まれるとの有識者の見解があり、それは一つの考え方として尊重すべきであり、町としても否定するつもりはございません。一方で、先ほども申し上げたとおり、重要湿地の指定範囲については、指定者である環境省の明確な線引きがない以上、当時も現在も、断言はできないという状況に変わりはありません。

続きまして、今年度計画している井戸、湿地の事前調査について、お答えします。現在実施しております、井戸等の水位調査につきましては、あくまでもトンネル掘削前のバックデータ蓄積を目的とした調査になります。ご質問の中で触れられた、令和4年度から令和5年度にかけて実施した水質調査は、調査時の水質に異常が無く安全であることを確認するために行われたものであり、調査結果を公表しております。今回の水位調査に関しましては、現在の水位異常の有無を確認するという目的ではないので、その点、異なることになります。冒頭でも申し上げたとおり、現在の井戸等の水位を明らかにすることが目的ではなく、バックデータとして蓄積することで今後に備えることが目的であり、今回の調査結果の数値を公表することで町民の安心感につながるといった性質のものではないとの考えから、現時点での公表は考えておりません。一方で、今回の調査対象となっている井戸所有者、土地所有者の方に対しては、個別で調査終了後に結果をお伝えする予定としております。今回の調査結果は今後、トンネル掘削に起因する水位低下などの事案が発生した時に、従前データとして活用することを目的としておりますので、その際には、個人情報等へ十分留意した上で公表の仕方を検討してまいります。

○鈴木議員

重要湿地の範囲について、まだ今ひとつ食い違っているのですが、私も今の説明にあったとおり、重要湿地の範囲、これは線引きがないということは了解しています。候補地A、Bが入っているのか、入っていないかということを質問しております。入っていますよね、ということです。これはなぜかという、当時、町長はフォーラムのときいらっしやらなかったんですけど、その後の先ほど申しました御嵩町でまとめた資料に、「含まれる」と明言してるわけです。過去に明言されたものを町長が否定するわけにはいかないと思いますので、そのところをもう一度確認しますが、範囲は決まってないけど、置き場候補地A、Bは重要湿地に含まれる、ということだけの確認はもう一度ここでしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長

答えは同じ形になりますけれども、先ほども申しましたけれども、この置き場候補地一帯が重要湿地に含まれるという有識者の見解がございます。それは一つの考え方として尊重すべきであるというふうに考えておまして、町としても否定するつもりは全くございません。一方で重要湿地の指定範囲につきましては、指定者である環境省の明確な線引きがない以上、当時も、そして現在に至っても断言はできない、こういう状況に変わりはないということでございますのでご理解いただけたらと思います。

○鈴木議員

申し訳ないんですけど、重要湿地の範囲は議論していないのです。置き場候補地A、Bが入るのか入らないのか、ということです。総務部長の山田さんは、当時フォーラムをずっとしていただいて、最後の書類もまとめられて、先ほど私が述べました御嵩町のまとめた資料に候補地A、Bが含まれると、これ明確に書いてあります。そうではありませんか。総務部長いかがでしょうか。

○総務部長

ご質問に対してのお答えとしましては、その明確な線引きはしてないのではっきりとはお答えできないという町長の答弁通りでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○鈴木議員

いつも、このままでは終わらなくなってしまうのですが、資料2つ提供していますよね。そういうふうには書いてありますか。含まれると明確に書いてありますよね。字が読めるならちゃんと読んで欲しいんですけど、これは当時、ちゃんと皆さんで一致してやったんですよ。かつ、JR東海が報告書に書いています。候補地A、Bが含まれることを認識したと。これ否定しようがないので、記録に残してですね、答弁は答弁として聞きますけど、これはもう明らかに間違っています、ということで記録を残したいと思っております。

それから2点目の調査についてですけど、井戸については個人情報があるということでもありましたけど、湿地、これ町有地が結構多いと思うんですけど、個人情報には当たらないと思うんですよ。ですから湿地についての状況というのは、場所をどこまで特定するのかという問題はありますけど、こういう状況であるというのは、やっぱり相手に対しても示しておかないと、終わった後の従前との比較ができないと思います。手元に置いておいては、それが本物かどうかの確認ができないわけですから、やはり事前の資料というのは、出せる範囲でちゃんと出して置く。特に湿地については、今回水が抜けるという問題が大湫で起こったわけですから、それに備える意味でもぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長

井戸と湿地で公表の部分に分けられたお話でしたけれども、基本的な考え方として、トンネル掘削前のバックデータ蓄積を目的とした調査でございますので、今回はそういった町民の安心感に繋がるといった性質のものではないということを踏まえて、公表等は特に考えておりません。今回の調査対象になっている方々には個別に調査結果をお渡しする予定をしております。井戸に関しても、そういう予定にしておりますので、広く公表されるわけではございませんが、町内部で留めておくというわけでもございません。議員のご心配されるような事態にならないよう丁寧に説明しながら進めていきたいと思っております。

○鈴木議員

湿地については、おそらく写真とか状況とかの調査結果があると思います。そういうのはぜひ、終わったところで見せていただきたい。公表はしないにしても、見せていただきたいとお願ひしたときに、見せていただけるような配慮をお願ひしたいと思ひます。

あと一点、リニアに関して一つだけ最近の動きの中で、5月24日に、上之郷リニア残土を考える会が解散されました。町長もご存知だと思います。理由はですね、要対策土については持ち出しの目途がついたこと、それから、その他の懸念事項については、地元に寄り添うという町長の発言に期待するというので、会として一定の役割を終えた、ということでもあります。リニア残土を考える会の解散について、町長から一言いただければありがたいと思ひますのでお願ひします。

○町長

お答えいたしますが、これ発言通告の内容と異なる質問でございますので、本来答弁を控えるべきところかもしれませんが、今回は所感ということでお伝えさせていただきます。

この件は情報としてもお聞きいたしましたし、存じております。5月24日に開催されました上之郷地区リニアトンネル残土を考える会の総会におきまして、当会の解散決議がなされたということは存じております。同会におきましては、令和4年10月の設立以降、審

議会、あるいはフォーラム、こういった場面、さらには重要湿地の保全に関する勉強会などを通して忌憚のないご意見をいただきました。これまで精力的に取り組んでいただいたことをこの場をお借りして感謝申し上げたいと思っております。また、要対策土については、J R 東海が示しております町有地である候補地Bにおいて恒久処分するという現計画は認められないとして、J R 東海へ対策を求めているところでございまして、協議再開に際しては、そういった自然環境への配慮について、J R 東海との共通認識の上、協議を進めてまいりたいということがございます。今後は、地元上之郷地区の自治会長を通じながら情報を共有し、発出していくことに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○鈴木議員

通告書を出した後の出来事だったものですから大変申し訳ありません。ご回答いただきましてありがとうございました。

【未来トークについて】※リニア関連の内容のみ抜粋

○鈴木議員

リニア発生土置き場についてです。要対策土について、「町有地である候補地Bへの恒久処分は認められない。」と資料にあります。令和6年6月の私の一般質問で、「候補地Aに搬入することに関しては、基本的に今までのプロセス、審議会の経緯からあってはならないことと認識している」との答弁をいただいております。最近、J R 東海は、中津川の車両基地、長野県の橋脚の基礎の中など、自社所有地への要対策土の恒久処分計画が見受けられます。候補地Aは大部分がJ R 東海の所有地です。改めて、候補地Aについても、答弁内容のとおり、要対策土の持ち込みは受け入れられない対応に変わりないことを確認したいと思えます。

○町長

今までの答弁の繰り返しになりますが、現時点で候補地Aを含む町内の別の場所での要対策土恒久処分の提案をJ R 東海から受けておりません。仮定の質問には立場上お答えし難いところがございますが、ご質問の置き場候補地Aについては、今までのプロセスや審議会の経緯等からして基本あってはならないと、その立場でJ R 東海に対して申し上げてまいります。

○鈴木議員

置き場候補地Bについては、要対策土を置きたいとのJ R 東海からの申し出があったので、基本的にそれは受け入れないと。候補地Aについては、とりあえず申し出はないという

ことで、仮定の話という話を前からされてるのですが、確かに申し出はないわけですが、一応、あつてはならないものだということで、もう一度言葉をいただきましたので、大変安心しました。いろいろお話されてるときに、向こう（JR東海）から話があったことに対してはこうなります、そうでない話については仮定だという話が出るんですけど、感覚的にはですね、御嵩町としては要対策土は受け入れないと言っていたほうがすっきりして我々は分かりやすいので、そうしていただくとありがたいなと思いました。以上です。